

公示番号：170479

国名：カンボジア

担当部署：産業開発・公共政策部 資源エネルギーグループ第一チーム

案件名：電力経済・計画アドバイザー（「電力量計技術」専門家）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：電力量計技術
- (2) 格付：4号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月中旬から2018年7月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.70M/M、現地 2.23M、合計 2.93M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 2日、現地業務 7日、国内整理 1日
- ・ 第2次 国内準備 1日、現地業務 12日、国内整理 1日
- ・ 第3次 国内準備 1日、現地業務 12日、国内整理 1日
- ・ 第4次 国内準備 1日、現地業務 12日、国内整理 1日
- ・ 第5次 国内準備 1日、現地業務 12日、国内整理 1日
- ・ 第6次 国内準備 1日、現地業務 12日、国内整理 2日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月22日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針

17点

- ②業務実施上のバックアップ体制等 5点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 10点
 - ④その他学位、資格等 15点
- (計 100点)

類似業務	電力量計に係る各種業務
対象国／類似地域	カンボジア／全世界（日本含む）
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

カンボジアは近年、目覚ましい経済成長を遂げ、増加する海外直接投資（FDI）と多様化する産業と共に、国内開発を進めてきた。2011年には隣国からの輸入電力の割合が発電量の約65%となるほど、電力供給は脆弱であったが、近年は大型発電所（水力・石炭）の開発により輸入依存度は減少傾向にある。また、国内の発電能力の拡大に伴い、同国では送電線及び配電線の延長も順次計画されている。しかし、カンボジアは国家レベルでの包括的なエネルギーセクター開発に係る政策策定が遅れている。カンボジアは2015年に、2030年までの電力マスタープランを策定したが、今後同マスタープランの継続・更新・運用を適切に実施する体制を確立する事が課題となる。更に、独立系発電事業（Independent Power Producer：IPP）が、大型水力、石炭火力所等、現在様々な分野に広がっており、鉱業エネルギー省（Ministry of Mines and Energy:MME）がそれら事業を適切に評価する事が困難になっている。このような状況の下、カンボジアにおける効率的なエネルギー政策の計画と実施、及び民間/公共エネルギー部門開発管理能力の向上を支援する電力経済・計画アドバイザーの派遣が要請され、2016年8月より2018年7月までの予定で専門家をMMEへ派遣中である。

カンボジアにおいては、電力供給量不足は上述の通り改善傾向にある一方、電力供給サービスの品質については発展途上であり、電力セクターに対する国民の不満は依然として高いままである。中でも、現在、電力量計に対する国民の不信が高まり社会問題化している。

カンボジア電力公社（Electricité du Cambodge: EDC）は、国際基準を満たす品質の電力量計を国外メーカーから調達し、各需要地点に設置している。また電力法で、需要家からの苦情や契約上の紛争を審査し、解決することは、一義的には規制機関である電力庁（Electricity Authority of Cambodia: EAC）の業務として定められており、EACでは本部に電力量計検定所を設置したり、可搬型検定装置を用いた地方における電力量計検査を実施している。しかし近年、電力量計の精度に疑問を感じた需要家が、その内容をSNS（Social Networking Service）を通じて発信することで、未確

定の情報が瞬時に国中に拡散し、噂が噂を生み、電気事業者への不信・不満が惹起されている。そこで、MME、EDC、EAC では、電力量計への不信・不満を払しょくするために、電力経済・計画アドバイザーと共に、「電力計は、精度が確認されたものが設置されていること」、「精度に不信があれば、対応する制度になっていること」を国民に啓蒙する活動を実施することとなった。

当該活動を行うためには、専門的な技術及び機材が必要となる事から、本「電力量計技術」専門家は、MME、EDC、EAC をカウンターパート（以下 C/P とする）機関として、同時期に派遣される「電力量計検定制度」専門家と協力し、カンボジアにおける電力量計検定制度に係る正しい情報の周知、電力量計に携わる職員の技術レベルの向上、および最適な電力量計検定制度の検討を行うことを目的として派遣される。

7. 業務の内容

本専門家は、電力経済・計画アドバイザーと協力し、検定装置を含む電力量計に係る技術レベル及び各機関の運営・維持管理状況を確認した上で、電力量計に係る必要な技術についての助言・指導およびプノンペン、各地方において電力量計に関する正しい情報の周知活動を行う。なお、周知活動を実施する地域は、バットアンバン・シェムリアップ・プルサット・シハヌークヴィル・スバイリエン・コンポンチャム等が想定されるが、別途 C/P と相談、協議の上決定するものとする。

また、カンボジアにおける最適な電力量計検定制度の検討及び関係機関への提案は、同時期に派遣される「電力量計検定制度」専門家が全体の取り纏めを担当することとするが、本専門家においては検定装置等に係る技術的な観点から適宜助言するものとする。

なお、カンボジア各地でのワークショップ開催に伴う、①周知活動用の大型車両、②通訳、③C/P 職員の参加費用、④C/P 各地方事務所による会場手配等の支援は、C/P が負担し、大型車両で移動させる可搬型検定装置等は別途 JICA が調達するものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年8月中旬）

- ① カンボジアにおける電力量計に関する情報を収集する（運用状況等）。
- ② 業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成・取りまとめ、産業開発・公共政策部へ提出する。併せて、カンボジア事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間（2017年8月下旬～2017年9月上旬）

- ① 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA カンボジア事務所に業務実施計画書/ワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また適宜 JICA カンボジア事務所に対して進捗報告を行う。
- ② 電力量計に係る各機関の技術レベル、運営・管理状況について、情報を収集する。
- ③ 電力量計に関する不具合発生状況など消費者からの問い合わせ状況を確認する。
- ④ 別途調達される可搬式検定機器の使い方を確認し、C/P 機関職員を指導する。
- ⑤ 第1次現地派遣期間終了に際し、C/P 機関及び JICA カンボジア事務所等に

対し、業務の成果、助言等を含む第1次現地業務結果報告書（英文）を作成、提出し、現地業務結果の説明を行う。

(3) 第1次国内整理期間（2017年9月中旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（英文）を産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間（2017年10月上旬）

第2次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、産業開発・公共政策部へ提出する。併せて、カンボジア事務所にもデータを送付する。

(5) 第2次現地派遣期間（2017年10月中旬～10月下旬）

- ① 業務実施計画書に従って各地方において C/P 機関と共同でワークショップおよび周知活動を行う。
- ② 第2次現地派遣期間終了に際し、C/P 機関及び JICA カンボジア事務所等に対し、業務の成果、助言等を含む第2次現地業務結果報告書（英文）を作成、提出し、現地業務結果の説明を行う。

(6) 第2次国内整理期間（2017年11月上旬）

第2次派遣の現地業務結果報告書（英文）を産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

(7) 第3次国内準備期間（2017年11月中旬）

第3次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、産業開発・公共政策部へ提出する。併せて、カンボジア事務所にもデータを送付する。

(8) 第3次現地派遣期間（2017年11月下旬～12月上旬）

- ① 業務実施計画書に従って各地方において C/P 機関と共同でワークショップおよび周知活動を行う。
- ② 第3次現地派遣期間終了に際し、C/P 機関及び JICA カンボジア事務所等に対し、業務の成果、助言等を含む第3次現地業務結果報告書（英文）を作成、提出し、現地業務結果の説明を行う。

(9) 第3次国内整理期間（2017年12月中旬）

第3次派遣の現地業務結果報告書（英文）を産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

(10) 第4次国内準備期間（2018年2月中旬）

第4次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、産業開発・公共政策部へ提出する。併せて、カンボジア事務所にもデータを送付する。

(11) 第4次現地派遣期間（2018年2月下旬～3月上旬）

- ① 業務実施計画書に従って各地方において C/P 機関と共同でワークショップおよび周知活動を行う。
- ② 第4次現地派遣期間終了に際し、C/P 機関及び JICA カンボジア事務所等に対

し、業務の成果、助言等を含む第4次現地業務結果報告書（英文）を作成、提出し、現地業務結果の説明を行う。

(12) 第4次国内整理期間（2018年3月中旬）

第4次派遣の現地業務結果報告書（英文）を産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

(13) 第5次国内準備期間（2018年4月上旬）

第5次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、産業開発・公共政策部へ提出する。併せて、カンボジア事務所にもデータを送付する。

(14) 第5次現地派遣期間（2018年4月中旬～4月下旬）

- ① 業務実施計画書に従って各地方において C/P 機関と共同でワークショップおよび周知活動を行う。
- ② 第5次現地派遣期間終了に際し、C/P 機関及び JICA カンボジア事務所等に対し、業務の成果、助言等を含む第5次現地業務結果報告書（英文）を作成、提出し、現地業務結果の説明を行う。

(15) 第5次国内整理期間（2018年5月上旬）

第5次派遣の現地業務結果報告書（英文）を産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

(16) 第6次国内準備期間（2018年5月中旬）

第6次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、産業開発・公共政策部へ提出する。併せて、カンボジア事務所にもデータを送付する。

(17) 第6次現地派遣期間（2018年5月下旬～6月上旬）

- ① 業務実施計画書に従って各地方において C/P 機関と共同でワークショップおよび周知活動を行う。
- ② 最適な電力量計検定制度について C/P 機関および関係機関と協議し、具体案を提案する。
- ③ 第6次現地派遣期間終了に際し、C/P 機関及び JICA カンボジア事務所等に対し、業務の成果、助言等を含む第6次現地業務結果報告書（英文）を作成、提出し、現地業務結果の説明を行う。

(18) 帰国後整理期間（2018年6月下旬～7月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり（体裁はいずれも簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする）。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。なお、(1)～(4)全ての報告書等においては、同時期に派遣される「電力量計検定制度」専門家と共同で作成、提出することを可とする。

(1) 業務計画書（和文）（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 産業開発・公共政策部、JICA カンボジア事務所へ各 1 部）

(2) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 6 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA カンボジア事務所 1 部、C/P 機関 4 部）

(3) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。英文。提出部数は以下のとおり。

英文 6 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA カンボジア事務所 1 部、C/P 機関 4 部）

なお、第 6 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ ワークショップ及び周知活動の実施結果

(4) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

以下の記載項目を盛り込むこと。

- ・ ワークショップ及び周知活動の実施結果

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 産業開発・公共政策部及びカンボジア事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄プノンペンを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、現地派遣時期は、可能な限り「電力量計検定制度」専門家と同時期となるよう双方で調整してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです

- ・ 電力経済・計画アドバイザー（長期専門家）

・電力量計検定制度専門家（短期専門家）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

EDC における執務スペース提供

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当 JICA 産業開発・公共政策部 (TEL:03-5226-6922) にて配布します。

・カンボジア国送変電システム運営管理能力向上プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上